

2. バリアフリー法・建築設計標準が改正されました

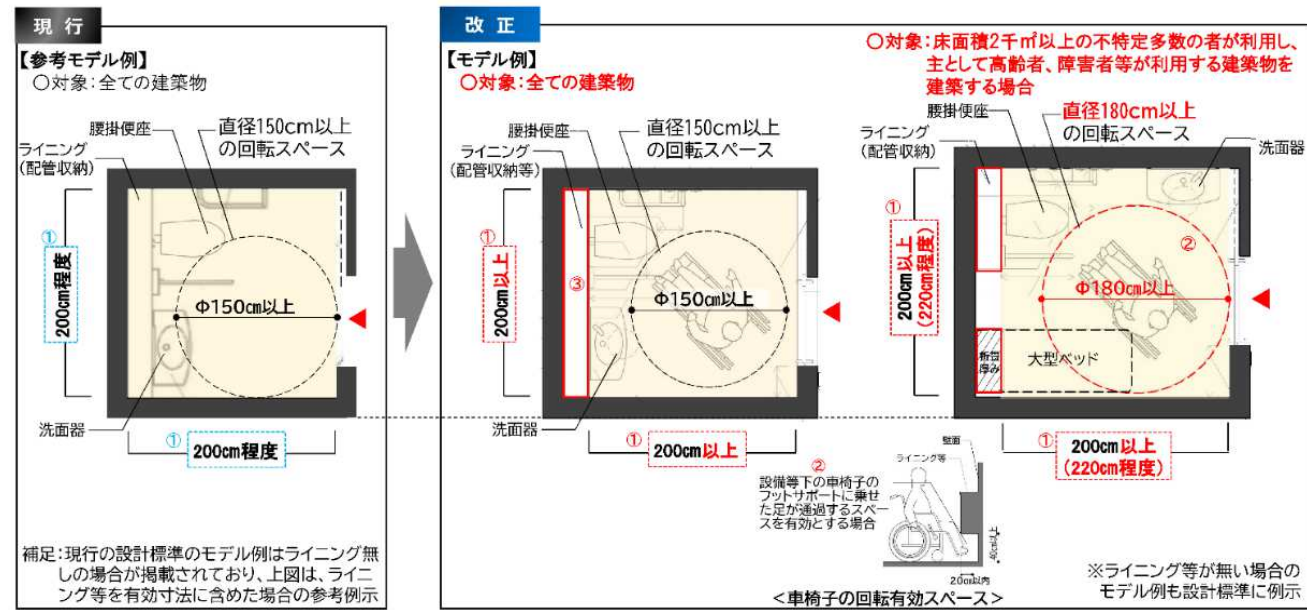
○バリアフリー法の改正（令和3年4月1日施行）

バリアフリー法では、一定規模の特別特定建築物に建築物移動等円滑化基準への適合を義務付けていますが、特別支援学校に加え、令和3年度から「公立小学校等」が特別特定建築物に追加されました。2,000㎡以上の公立小学校等を建築する場合は、建築基準関係規定として、建築確認において適合確認が必要になります。

○建築設計標準の改正（令和3年3月16日改正）

「建築設計標準」とは、全ての建築物が利用者にとって使いやすいものとして整備されることを目的に、設計者をはじめ、建築主、審査者、施設管理者、利用者に対して、適切な設計情報を提供するバリアフリー設計のガイドラインとして国が定めたものです。

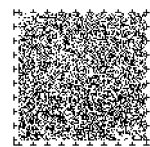
車椅子使用者用便房の大きさは、配管収納スペース等を除いた有効内法寸法で2m以上×2m以上を確保することが明示されました。



3. 知っていますか？音声コード

音声コードを専用のアプリで読み取ることで、格納された文字情報を音声で読み上げることができます。視覚などに障害のある方が自立し社会参加していくためには、情報のバリアフリー化も重要です。

まちづくりニュースの概要は、この音声コードで読み上げることができます。
(印刷の解像度によっては再生できない場合があります)



Uni-Voice

ひとにやさしいまちづくりニュースに関する問い合わせ先

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会（事務局 福岡県建築都市部建築指導課）
TEL 092-643-3720 HP <https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/hitoyasa.html>

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会は、福祉のまちづくりを着実に前進させるために、平成10年度に設立されました。本協議会では、福祉のまちづくり条例の普及啓発を行い、建築物等のバリアフリー化の推進を行っています。

音声コードがあるページには、切り欠き加工を行います。

ひとにやさしい

まちづくり ニュース VOL.15 (R4.3)

福岡県ひとにやさしいまちづくり協議会 発行



1. 嘉麻市役所新庁舎のご紹介

第33回福岡県美しいまちづくり建築賞 大賞受賞！

令和2年3月に竣工した嘉麻市役所新庁舎のバリアフリー事例を紹介します。



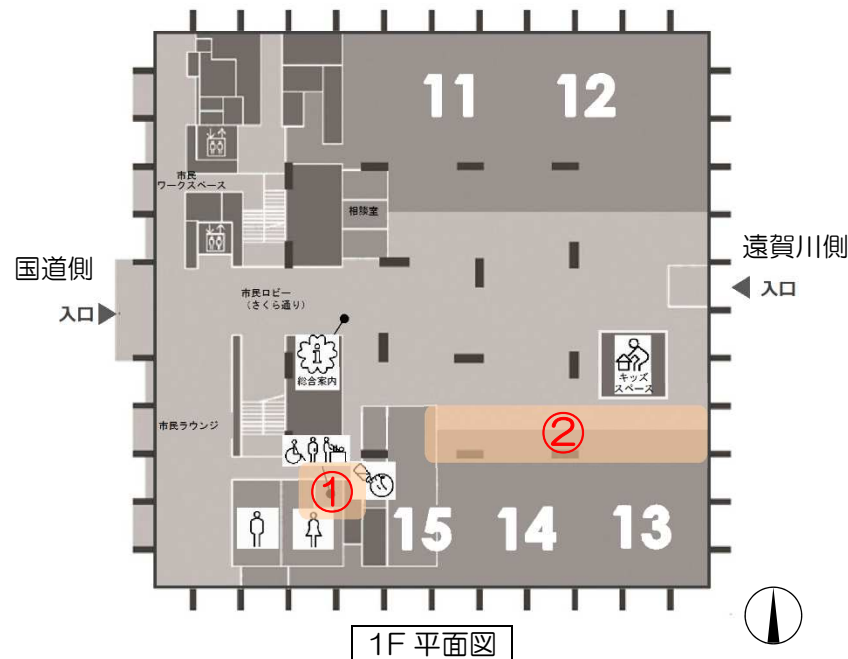
© 2020 Yashiro Photo Office All rights reserved

【建物概要】

敷地面積	22,472.98	㎡
建築面積	2,760.74	㎡
床面積	9,652.99	㎡
構造・階数	RC造、一部S造 ・ 地上6階 (屋根) フッ素ガルバリウム鋼板t0.45	
外部仕上	(外壁) RC化粧打放し 浸透性カラークリア塗装	
内部仕上	(天井) RC化粧打放しクリアー塗装 (壁) RC化粧打放し (床) タイルカーペット 一部ゴムチップ舗装	

【受賞歴】

- 第33回福岡県美しいまちづくり建築賞 大賞
- 第7回福岡県木造・木質化建築賞 優秀賞
- 第19回(2021)照明デザイン賞 入賞
- 2021年日本コンクリート工学会賞 作品賞
- 2020年照明普及賞
- 第22回日本免震構造協会賞 2021 作品賞
- 第54回日本サインデザイン賞 銀賞・九州地区賞
- ウッドデザイン賞 2020
- 2020年度グッドデザイン賞
- 第33回日経ニューオフィス賞
九州・沖縄ニューオフィス推進賞及び九州経済産業局長賞



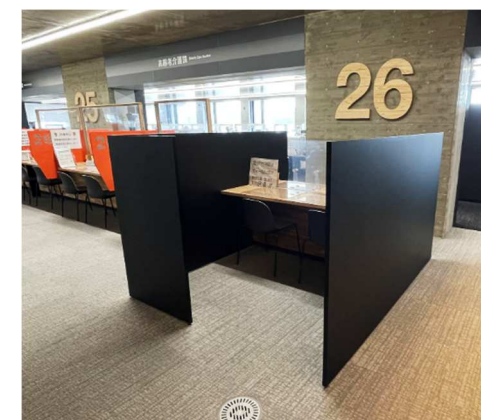
多目的トイレ ①
オストメイト用設備、ベビーチェアなどが設けられています。左右どちらの障害にも配慮し、紙巻器は両側に設置されています。



窓口 ②
車いす使用者にもゆとりのあるカウンターが並んでいます。(左写真)
ブースの間口は車いすの通行に配慮した広さが確保されています。(右写真)



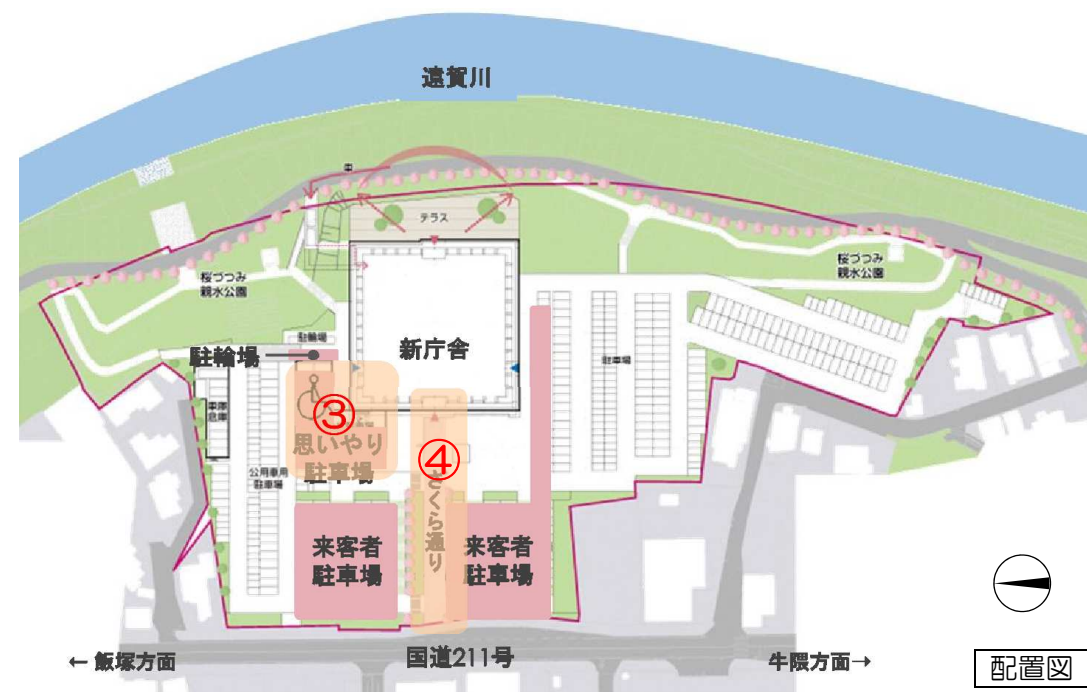
© 2020 Yashiro Photo Office All rights reserved



手すり
手すりには点字で階数を表示しています。



車いす使用者用駐車施設 ③
「思いやり駐車場」には、「ふくおか・まごころ駐車場※」を含め、車いす使用者等に対応した駐車施設が 12 台設けられています。
※障害者や高齢者など、車の乗り降りや移動に配慮が必要な方が公共施設や商業施設などの駐車場を安全かつ安心して利用できるように支援する県の制度です。



わかりやすいサイン
建物内外にサインが設置されています。立体的なものや、床に表示されたものなど、どの位置からも確認しやすいよう工夫されています。



道路から建物出入口までの経路 ④
道路から建物出入口までは階段もスロープも設置せず、緩やかにアプローチできるよう計画されています。舗装は足にやさしく、滑りにくいゴムチップ舗装で、同じ材料が建物床の一部にも使用されています。



障害者に関するマークにはこのようなものがあります



【障害者のための国際シンボルマーク】
障害者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。
※このマークは「すべての障害者を対象」としたもので、特に車椅子を利用する障害者を限定し、使用されるものではありません。



【オストメイト用設備／オストメイト】
オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障害のある障害者のことをいいます。
このマークは、オストメイトのための設備（オストメイト対応のトイレ）があること及びオストメイトであることを表しています。



【ハート・プラス マーク】
「身体内部に障害がある人」を表しています。
身体内部に障害がある方は外見からは分かりにくいので、様々な誤解を受けることがあります。



【ヘルプマーク】
義足や人工関節を使用している方、内部障害や難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです。